

新旧対比表 みずほ外貨当座預金規定

条番号	現行	変更後
第 2 条 (取引明細表の保管)	この預金は、通帳を発行いたしません。 この預金の取引明細は、当行が作成する外貨預金取引明細表 (Statement of Account) に記載して交付しますので、「預金取引明細帳 (リーフ口) 」 (Statement of Account Binder) にとじ込んで保管してください。	この預金は、通帳を発行いたしません。 この預金の取引明細は、当行が作成する外貨預金取引明細表 (Statement of Account) に記載して交付、またはみずほWEB帳票サービスにて還元します。なお、当行が交付した外貨預金取引明細表は「預金取引明細帳 (リーフ口) 」 (Statement of Account Binder) にとじ込んで保管してください。
第 6 条 (預金の払い戻し)	1. この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) して取引店に提出してください。	1. この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) して取引店に提出してください。 <u>この場合において、当行は預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u>
第 14 条 (解約等)	1. この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) して取引店に提出してください。預金口座の解約は取引店のみ取り扱います。	1. この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) して取引店に提出してください。 <u>この場合において、当行は預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u> 預金口座の解約は取引店のみ取り扱います。
	(2020年9月1日現在)	(2021年1月17日現在)